

南島原市図書館条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第17号

改正

平成19年7月26日教育委員会規則第7号

平成22年1月25日教育委員会規則第1号

平成22年12月22日教育委員会規則第5号

南島原市図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市図書館条例(平成18年南島原市条例第76号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 南島原市図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の貸出し
- (3) 読書相談及びレファレンス
- (4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会、お話の会等の主催及び奨励
- (5) 図書館広報その他読書資料の発行
- (6) 時事情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (7) 他の図書館、学校、公民館等その他の機関との連絡及び協力
- (8) 図書館資料の図書館相互の貸借
- (9) 市内公民館等図書室、学校図書室との連絡及び提携
- (10) 地方行政資料の収集及び貸出し
- (11) 視聴覚資料の収集及び貸出し
- (12) その他図書館の目的達成のため必要な事業

(職員の職務)

第3条 図書館の職員は、次の職務を行う。

- (1) 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督する。
- (2) 司書及び職員は、館長の命を受け、図書館業務を処理する。

(休館日及び開館時間)

第4条 図書館の休館日及び開館時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(貸出しの対象者)

第5条 資料の貸出しを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内の職場に勤務する者
- (3) 市内の学校等に就学する者
- (4) 市内の事業所、機関、団体等の代表者
- (5) その他館長が適当と認める者

(利用者登録の手続)

第6条 図書等の貸出しを受けようとする者は、図書利用(個人)登録申込書(様式第1号)又は図書利用(団体)登録申込書(様式第2号)を提出して、登録しなければならない。

2 前項の規定による登録を行った者に対しては、図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を交付するものとする。

3 図書利用登録申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(貸出しの手続)

第7条 図書等の貸出しを受けようとする者は、利用カードを提示しなければならない。

(利用カードの紛失等)

第8条 利用カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

2 利用カードが登録者本人以外の者によって利用され、損害が生じたときは、その責めは登録者本人に帰するものとする。

(図書等の貸出冊数及び貸出期間)

第9条 図書等の貸出冊数は、個人の場合は20冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。また、視聴覚資料については2点以内とし、貸出期間は8日以内とする。

2 団体の場合は50冊以内とし、貸出期間は1月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 貸出しを受ける団体の代表者は、利用期間中の図書等の管理について一切の責任を負うものとする。

(図書等の返納)

第10条 館長は、図書等を貸出期間内に返却しなかった者に対し、期間を設けて、貸出しを禁止することができる。ただし、館長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの制限)

第11条 館長は、特に貴重な図書館資料として管理しなければならないと認められた図書館資料は、貸出しを禁止することができる。

(損害の弁償)

第12条 図書館の資料、設備等を汚損、破損又は紛失し損害を与えた者は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(対面朗読室の使用)

第13条 対面朗読室を利用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を得なければならない。

2 対面朗読室を利用することができる者は、次の者とする。

(1) 視覚に障害をもつ者

(2) 館長が認める者

3 対面朗読室を利用できる時間は、原則として、図書館の開館時間内とする。

(入館の制限)

第14条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、図書館への入館を拒否し、又は図書館からの退去を命令することができる。

(1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物及び動物の類を携行する者

(3) その他図書館の管理上支障があると認める者

(資料の寄贈)

第15条 図書館は、資料の寄贈を受け、他の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

(図書館協議会の組織)

第16条 図書館協議会に、委員の互選により選出された、会長及び副会長を置く。

2 会長は、図書館協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 図書館協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求があるときは、臨時に招集することができる。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第18条 図書館協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の有家町立図書館管理運営規則(平成8年有家町教育委員会規則第3号)、西有家図書館管理運営規則(平成15年西有家町教育委員会規則第5号)、原城図書館管理運営規則(平成17年南有馬町教育委員会規則第1号)、口之津町立図書館管理運営規則(平成5年口之津町教育委員会規則第1号)又は加津佐町民図書館管理運営規則(平成2年加津佐町教育委員会規則第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年7月26日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成22年1月25日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月22日教育委員会規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、南島原市深江ふるさと伝承館図書室管理運営規則を廃止する規則(平成22年南島原市教育委員会規則第7号)による廃止前の南島原市深江ふるさと伝承館図書室管理運営規則(平成18年南島原市教育委員会規則第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

名称	休館日	開館時間
南島原市深江図書館 南島原市西有家図書館 南島原市口之津図書館	(1) 毎週月曜日 (2) 図書整理日(毎月最終木曜日) (3) 12月29日から翌年1月3日まで (4) 蔵書整理期間(年10日以内で館長が定める期間)	(1) 金曜日 12:00~20:00 (2) 金曜日以外 10:00~18:00
南島原市有家図書館 南島原市原城図書館 南島原市加津佐図書館	(1) 毎週火曜日 (2) 図書整理日(毎月最終金曜日) (3) 12月29日から翌年1月3日まで (4) 蔵書整理期間(年10日以内で館長が定める期間)	(1) 木曜日 12:00~20:00 (2) 木曜日以外 10:00~18:00

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)